

[第200回国会・質問第119号 衆議院議員高木錬太郎議員「仮放免の運用と収容の実情に関する質問主意書」\(2019年12月2日\)](#)

[答弁書第119号 衆議院議員高木錬太郎君提出仮放免の運用と収容の実情に関する質問に対する答弁書\(2019年12月13日\)](#)

仮放免の運用と収容の実情に関する質問主意書

我が国政府が仮放免者をどのように取り扱っているかについて、仮放免の運用と収容の実情などの点において疑義があるので以下質問する。

一 仮放免の運用

法務省入国管理局長により発せられた平成27年9月18日付「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について(通達)」(法務省管警第263号)では、「相当の期間を経過してもなお、送還の見込みが立たない被収容者については、人道的な観点からも、同法第54条による仮放免を活用し、もって収容施設における諸問題を解消していく必要があります。」「ついでには、既に仮放免の活用について指示しているところですが、傷病者はもとより、訴訟の提起・係属、難民認定申請中、旅券取得困難など送還に支障のある事情を有するために、送還の見込みが立たない者については、更なる仮放免の活用を図る・・・」とある。

同通達は撤回されたか、それとも現在も有効か、明らかにされたい。

撤回された場合、撤回を示す文書が存在するのであれば明らかにされたい。

一について

御指摘の「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について」(平成27年9月18日付け法務省管警第263号法務省入国管理局長通達)は、現在有効である。

二 収容の実情

1 一の通達が未だ有効である場合、同通達があるにもかかわらず、出入国在留管理庁が発表した令和元年10月1日付け「送還忌避者の実態について」という資料で、難民認定申請者が「送還忌避者」とされ、仮放免が活用されず収容が長期化しているが、右状況を把握しているのであれば理由を示されたい。

同通達があるにもかかわらず、他にも傷病者、訴訟の提起・係属、旅券取得困難など送還に支障のある事情を有するために、送還の見込みが立たない者について、仮放免が活用されず収容が長期化している実状の理由を明らかにされたい。

二の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、仮放免制度について

は、関係通達等を踏まえ、事案に応じた適切な運用に努めているところである。

- 2 被収容者が、仮放免申請不許可処分取消訴訟を提起することがある。地方出入国在留管理局主任審査官や入国者収容所長が、仮放免申請不許可処分取消訴訟の係属の間の仮放免申請に対する許否判断において、同訴訟が係属していることを、消極要素として考慮することはあり得るか。訴訟の係属を仮放免許否判断において不利に考慮することは、裁判を受ける権利（日本国憲法第 32 条）、裁判所がその抑留が合法的かどうかを遅滞なく決定することができるように、裁判所において手続を行う権利（自由権規約第 9 条 3）の保障のため、許されないと考えるが、政府の見解はどうか。

二の 2 について

入国者収容所長又は主任審査官による仮放免の許否の判断において、被収容者が提起した仮放免不許可処分の取消訴訟が係属していることを、当該被収容者の不利に考慮するということはない。

右質問する。

[了]